

平成28年度
東京都新島村
財務書類

(統一的な基準・一般会計等)

平成30年3月

目次

I	東京都新島村の財務書類の公表について	1
1	地方公会計制度の概要	1
2	東京都新島村の取り組み.....	2
3	統一的な基準の特徴.....	2
4	作成基準日.....	3
5	作成対象とする範囲.....	3
II	東京都新島村の財務書類について	6
1	貸借対照表.....	6
	平成28年度貸借対照表.....	6
2	行政コスト計算書（平成28年4月1日～平成29年3月31日）	9
	平成28年度行政コスト計算書.....	9
3	純資産変動計算書（平成28年4月1日～平成29年3月31日）	11
	平成28年度純資産変動計算書.....	11
4	資金収支計算書（平成28年4月1日～平成29年3月31日）	13
	平成28年度資金収支計算書	13
III	東京都新島村の財務書類分析(指標)	15
1	指標一覧	15
2	指標の説明.....	16
3	指標の基礎数値	17

I 東京都新島村の財務書類の公表について

1 地方公会計制度の概要

国・地方公共団体の公会計制度は、これまで現金収支に着目した単式簿記が採用されてきました。ところが単式簿記は、発生主義の複式簿記を採用する企業会計と比べ、過去から積み上げた資産や負債などの状況を把握できないこと、また減価償却や引当金といった会計手続きの概念がありませんでした。

平成18年6月「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」が成立したことにより、地方の資産・債務改革の一環として、自治体の資産や債務の管理に必要な公会計をさらに整備することを目的に、総務省では「新地方公会計制度研究会」が発足しました。同研究会からは平成18年5月に「新地方公会計制度研究会報告書」が公表され、続けて同年8月には「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」が示されました。

この指針では、地方公共団体の公会計の整備について、国の作成基準に準拠した新たな方式による財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）の作成及び開示を行うよう、地方公共団体に対して要請がありました。

この要請に基づき各地方公共団体では公会計の整備を進めていきましたが、総務省は新地方公会計制度の導入にあたり、「総務省方式改訂モデル」と「基準モデル」の二つのモデルを示していました。東京都は東京都方式、大阪府は大阪府方式とありましたが、複数あることで他団体との比較ができない等の問題が生じていたため、平成25年8月に「研究会中間とりまとめ」が公表され、平成26年3月に「地方自治体における固定資産台帳の整備等に関する作業部会報告書」「財務書類作成基準に関する作業部会報告書」が公表されました。

そして、平成27年1月に統一的な基準による地方公会計マニュアルが公表され、一部事務組合を含むすべての地方公共団体へこの統一的な基準での財務書類を平成30年3月までに作成するよう要請されました。

2 東京都新島村の取り組み

東京都新島村では、平成27年度決算より固定資産台帳の整備を行っています。その上で、平成28年度決算より「統一的な基準」による財務書類を作成しています。

このことにより、現金の取引情報にとどまらず資産や負債の状況も把握できるようになりました。住民にとっても東京都新島村の財務状況がどういったものであるかを判断することが出来る材料の1つになっていくものと考えられます。

3 統一的な基準の特徴

統一的な基準による財務書類は、主に以下のような特徴を有しています。

① 複式簿記・発生主義の導入

会計処理方法として複式簿記・発生主義会計を採用し、歳入歳出データから複式仕訳を作成することにより、現金取引（歳入・歳出）のみならず、すべてのフロー情報（期中の収益・費用及び純資産の内部構成の変動）及びストック情報（資産・負債・純資産の期末残高）を網羅的かつ誘導的に記録・表示すること。

② 固定資産台帳の整備

「経済財政運営と改革の基本方針2014～デフレから好循環拡大へ～」(平成26年6月24日閣議決定)において、「各地方公共団体の財政状況が一層比較可能となるよう、統一的な基準による地方公会計の整備を促進する。あわせて、ICTを活用して、固定資産台帳等を整備し、事業や公共施設等のマネジメントも促進する」とされたことを踏まえ、決算情報（決算分析のための情報）の作成・開示のみならず、事業や公共施設等のマネジメントの促進をも可能とする勘定科目体系を備えていること。

③ 比較可能性の確保

各地方公共団体が、統一的な基準による財務書類を作成・開示することにより、一般的な財務状況をより多面的かつ合理的に明らかにすることを通じて、住民や議会等に対するより一層の説明責任を果たすとともに、資産債務改革や予算編成を含む行財政改革に積極的に活用され、限られた財源を「賢く使うこと」が期待されること。

4 作成基準日

作成基準日は、各会計年度の最終日となります。今回の平成28年度決算分では、平成29年3月31日となります。なお、地方公共団体に設けられている出納整理期間（翌年度4月1日から5月31日までの間）の収支については、基準日までに終了したものとみなして取り扱っています。

5 作成対象とする範囲

東京都新島村 会計区分

● 「一般会計等」に含まれる会計

- 一般会計
- 連絡船事業特別会計
- 温泉ロッジ事業特別会計
- 災害援護資金貸付事業特別会計

6 財務書類間の相互関係図

貸借対照表		単位:千円	
資産の部	一般会計	負債の部	一般会計
1.固定資産	11,116,580	1.固定負債	2,740,849
有形固定資産	8,635,423	(1)地方債	2,271,365
(1)事業用資産	6,821,144	(2)長期未払金	-
(2)インフラ資産	1,745,860	(3)退職手当引当金	469,484
(3)物品	68,419	(4)損失補償等引当金	-
無形固定資産	-	(5)その他	-
投資その他の資産	2,481,157	2.流動負債	320,612
(1)投資及び出資金	286,925	(1)1年以内償還予定地方債	281,827
(2)投資損失引当金	-	(2)未払金	-
(3)長期延滞債権	50,397	(3)未払費用	-
(4)長期貸付金	284,853	(4)前受金	-
(5)基金	1,861,373	(5)前受収益	-
(6)その他	-	(6)賞与等引当金	38,785
(7)徴収不能引当金	△ 2,391	(7)預り金	-
2.流動資産	829,218	(8)その他	-
(1)現金預金	191,600	負債合計	3,061,461
(2)未収金	6,572	純資産の部	
(3)短期貸付金	22,748	(1)固定資産等形成分	11,747,952
(4)基金	608,624	(2)余剰分(不足分)	△ 2,863,615
(5)棚卸資産	-		
(6)その他	-	純資産合計	8,884,337
(7)徴収不能引当金	△ 325	負債及び純資産合計	11,945,798
資産合計	11,945,798		

行政コスト計算書	単位:千円	純資産変動計算書	単位:千円
	一般会計		一般会計
経常費用	3,284,267	前年度末純資産残高	8,566,116
1.業務費用	2,440,850	純行政コスト	△ 3,046,118
(1)人件費	616,077	財源	3,364,339
(2)物件費等	1,799,152	(1) 税収等	1,940,643
(3)その他の業務費用	25,621	(2) 国庫等補助金	1,423,696
2.移転費用	843,417	本年度差額	318,221
経常収益	235,989	資産評価差額	-
1.使用料及び手数料	99,142	無償所管換等	-
2.その他	136,847	他団体出資等分の増加	-
純経常行政コスト	3,048,278	他団体出資等分の減少	-
臨時損失	-	その他	-
臨時収益	2,160	本年度純資産変動額	318,221
純行政コスト	3,046,118	本年度純資産残高	8,884,337

資金収支計算書	単位:千円
	一般会計
業務活動収支	677,917
1.業務支出	2,859,628
2.業務収入	3,537,545
3.臨時支出	-
4.臨時収入	-
投資活動収支	△ 463,253
1.投資活動支出	554,978
2.投資活動収入	91,725
財務活動収支	△ 227,233
1.財務活動支出	298,963
2.財務活動収入	71,730
本年度資金収支額	△ 12,570
前年度末資金残高	204,169
本年度末資金残高	191,600
前年度末歳計外現金残高	-
本年度歳計外現金増減額	-
本年度末歳計外現金残高	-
本年度末現金預金残高	191,600

- ① 貸借対照表の資産のうち、「現金預金」の金額は資金収支計算書の本年度末現金預金残高と一致します。
- ② 行政コスト計算書の「純行政コスト」は、純資産変動計算書の「純行政コスト」と一致します。尚、純行政コストは純資産の減少要因となる為、純資産変動計算書上はマイナス表記となります。
- ③ 貸借対照表の純資産合計の金額は、純資産変動計算書の本年度純資産残高と一致します。

Ⅱ 東京都新島村の財務書類について

1 貸借対照表

地方公共団体の決算書は、1年間で、どのような収入がいくらあり、その収入を何にいくら使ったか、という単年度の状況は把握できますが、現在、どれだけの資産や負債があるのか、という情報は把握ができません。

この貸借対照表では、基準日現在で、どれだけの資産や負債があるのかを把握できます。

左側の「資産」は、保有する資産の内容や金額が記載してあります。

右側の「負債」及び「純資産」は、「資産」を形成するためにどのような財源措置をしてきたかを表しています。

「負債」は、今後、負担すべき債務であることから将来世代に対しての負担ととらえることができ、一方で、「純資産」は、今後負担する必要性のない資産、言い換えればこれまでの世代や現在の世代、または国、都が負担した分となります。

平成28年度貸借対照表

貸借対照表		単位:千円	
資産の部	一般会計等	負債の部	一般会計等
1.固定資産	11,116,580	1.固定負債	2,740,849
有形固定資産	8,635,423	(1)地方債	2,271,365
(1)事業用資産	6,821,144	(2)長期未払金	-
(2)インフラ資産	1,745,860	(3)退職手当引当金	469,484
(3)物品	68,419	(4)損失補償等引当金	-
無形固定資産	-	(5)その他	-
投資その他の資産	2,481,157	2.流動負債	320,612
(1)投資及び出資金	286,925	(1)1年以内償還予定地方債	281,827
(2)投資損失引当金	-	(2)未払金	-
(3)長期延滞債権	50,397	(3)未払費用	-
(4)長期貸付金	284,853	(4)前受金	-
(5)基金	1,861,373	(5)前受収益	-
(6)その他	-	(6)賞与等引当金	38,785
(7)徴収不能引当金	△ 2,391	(7)預り金	-
2.流動資産	829,218	(8)その他	-
(1)現金預金	191,600	負債合計	3,061,461
(2)未収金	6,572	純資産の部	
(3)短期貸付金	22,748	(1)固定資産等形成分	11,747,952
(4)基金	608,624	(2)余剰分(不足分)	△ 2,863,615
(5)棚卸資産	-	純資産合計	8,884,337
(6)その他	-	負債及び純資産合計	11,945,798
(7)徴収不能引当金	△ 325		
資産合計	11,945,798		

～用語解説～

固定資産

- 事業用資産……………公共サービスに供されている資産でインフラ資産以外の資産
(例：庁舎、ごみ処理施設、し尿処理施設、学校など)
- インフラ資産……………社会基盤となる資産
(例：道路、橋、公園、上下水道施設など)
- 物品……………車輛、物品、美術品など
- 無形固定資産……………ソフトウェアなど
- 投資及び出資金……………有価証券、出資金、出捐金など
- 投資損失引当金……………連結団体に対する出資にかかる実質価額が著しく低下した場合
に計上
- 長期延滞債権……………滞納繰越調定収入未済分
- 長期貸付金……………自治法第240条第1項に規定する債権である貸付金
(流動資産に区分されるもの以外)
- 基金……………流動資産に区分される以外の基金(減債基金、その他の基金)
- その他……………上記以外及び徴収不能引当金以外のもの
- 徴収不能引当金……………未収金や貸付金等の金銭債権に対する将来の取立不能見込額(不
納欠損額)を見積もったもの(固定資産分)

流動資産

- 現金預金……………手許現金や普通預金など
- 未収金……………税金や使用料などの未収金
- 短期貸付金……………貸付金のうち、翌年度に償還期限が到来するもの
- 基金……………財政調整基金、減債基金
- 棚卸資産……………売却目的保有資産
- その他……………上記以外及び徴収不能引当金以外のもの
- 徴収不能引当金……………未収金や貸付金等の金銭債権に対する将来の取立不能見込額(不
納欠損額)を見積もったもの(流動資産分)

固定負債

- 地方債……………地方公共団体が発行した地方債のうち、償還予定が1年超のもの
- 長期未払金……………自治法第214条に規定する債務負担行為で確定債務とみなされる
もの及びその他の確定債務のうち流動負債に区分されるもの
以外
- 退職手当引当金……………原則期末自己都合要支給額(負担金支出により計上しない)
- 損失補償等引当金……………履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共
団体財政健全化法上、将来負担比率の算定に含めた将来負担額
を計上します。

その他……………上記以外の固定負債

流動負債

1年内償還予定地方債…地方公共団体が発行した地方債のうち、1年以内に償還予定のもの

未払金……………基準日時点までに支払義務発生の原因が生じており、その金額が確定し、または合理的に見積もることができるもの

未払費用……………一定の契約に従い、継続して役務の提供を受けている場合、基準日時点において既に提供された役務に対して未だその対価の支払を終えていないもの

前受金……………基準日時点において、代金の納入は受けているが、これに対する義務の履行を行っていないもの

前受収益……………一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、基準日時点において未だ提供していない役務に対し支払を受けたもの

賞与等引当金……………基準日時点までの期間に対応する期末手当・勤勉手当及び法定福利費

預り金……………基準日時点において、第三者から寄託された資産に係る見返負債

その他……………上記以外の流動負債

2 行政コスト計算書（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

行政コスト計算書は、民間企業の損益計算書にあたるもので、行政運営にかかったコストのうち、例えば人的サービスや給付サービスなど、資産形成につながらない行政サービスに要したコストを表したものです。また、実際に現金の支出を伴うサービスのほかに、減価償却費や退職手当引当金などの現金支出を伴わないコストまで含まれます。

さらに、その行政サービスの提供に対する直接の対価である使用料や手数料といった受益者負担がどの程度あったかを把握することができます。

経常費用と経常収益の差額である純経常行政コストは、受益者負担以外の市町村税や地方交付税、国庫支出金・都支出金などで賄わなければならないコストを表すこととなります。

こうしたコストを把握することは、組合の内部的には行政活動の効率性につながり、また、単年度の資産形成支出の多寡にのみ着目せず、長期的なコスト意識を醸成することにもつながるものと考えられます。さらにこれらのコストに対し、使用料等がどうであったかを明らかにすることもできます。

平成28年度行政コスト計算書

行政コスト計算書	単位:千円
	一般会計等
経常費用	3,284,267
1.業務費用	2,440,850
(1)人件費	616,077
(2)物件費等	1,799,152
(3)その他の業務費用	25,621
2.移転費用	843,417
経常収益	235,989
1.使用料及び手数料	99,142
2.その他	136,847
純経常行政コスト	3,048,278
臨時損失	-
臨時収益	2,160
純行政コスト	3,046,118

～用語解説～

経常費用

業務費用

- 人件費……………職員給与費や賞与等引当金繰入額、退職手当引当金繰入額など
- 物件費等……………職員旅費、委託料、消耗品や備品購入費（消費的性質）、施設等の維持修繕にかかる経費や減価償却費など
- その他の業務費用………支払利息、徴収不能引当金繰入額、過年度分過誤納還付
- 移転費用……………住民への補助金や生活保護費などの社会保障費、特別会計への資金移動など

経常収益

- 使用料及び手数料………財・サービスの対価として使用料・手数料の形で徴収する金銭
- その他……………過料、預金利子など

臨時損失及び臨時利益

- 臨時損失……………資産除売却損など
- 臨時利益……………資産売却益など

3 純資産変動計算書（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産が、1年間でどのような要因で増減したかを表すもので、本年度末純資産残高は貸借対照表の純資産合計と一致します。

行政コスト計算書には計上されていない、構成市負担金、国・都等からの補助金等が、本表の財源に計上されています。また、「純行政コスト」の額が、行政コスト計算書の純行政コスト（「経常費用－経常収益＋臨時損失－臨時収益」）をまかなうもので、金額は一致します（純資産変動計算書上はマイナス要因です）。

平成28年度純資産変動計算書

純資産変動計算書		単位：千円
		一般会計等
前年度末純資産残高		8,566,116
純行政コスト		△ 3,046,118
財源		3,364,339
(1) 税込等		1,940,643
(2) 国庫等補助金		1,423,696
本年度差額		318,221
資産評価差額		-
無償所管換等		-
他団体出資等分の増加		-
他団体出資等分の減少		-
その他		-
本年度純資産変動額		318,221
本年度純資産残高		8,884,337

※純行政コストは純資産の減少要因の為、純資産変動計算書ではマイナス表記となります。

～用語解説～

前年度末純資産残高……………前年度末の純資産の額（前年度貸借対照表と一致）

純行政コスト……………行政活動に係る費用のうち、人的サービスや給付サービスなど、資産形成につながらない行政サービスに係る費用（行政コスト計算書の「純行政コスト」と一致）

財源

 税収等……………地方税、地方交付税、地方譲与税など

 国庫等補助金……………国庫支出金及び都道府都支出金など

資産評価差額……………有価証券等の評価差額

無償所管替等……………無償で譲渡または取得した固定資産の評価額など

その他……………上記以外の純資産の変動（調査判明の資産など）

4 資金収支計算書（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

資金収支計算書は、単年度の資金の収支を表し、1年間の資金の増減を、業務活動収支・投資活動収支・財務活動収支の三項目に区分し、どのような活動に資金が必要であったかを示しています。また、本年度末現金預金残高は、貸借対照表の金融資産の資金の金額と一致します。

業務活動収支は、日常の行政サービスを行う上での収支を表しています。投資活動収支は、資産形成に関する収支を言います。財務活動収支とは、地方債等の借入や償還に関する収支を言います。

平成28年度資金収支計算書

資金収支計算書		単位:千円
		一般会計等
業務活動収支		677,917
1.業務支出		2,859,628
2.業務収入		3,537,545
3.臨時支出		-
4.臨時収入		-
投資活動収支		△ 463,253
1.投資活動支出		554,978
2.投資活動収入		91,725
財務活動収支		△ 227,233
1.財務活動支出		298,963
2.財務活動収入		71,730
本年度資金収支額		△ 12,570
前年度末資金残高		204,169
本年度末資金残高		191,600
前年度末歳計外現金残高		-
本年度歳計外現金増減額		-
本年度末歳計外現金残高		-
本年度末現金預金残高		191,600

～用語解説～

業務活動収支

- 業務支出……………人件費支出、物件費等支出、支払利息支出など
- 業務収入……………税金等収入、国県等補助金のうち業務支出の財源に充当した収入、使用料及び手数料収入など
- 臨時支出……………災害復旧事業費支出など
- 臨時収入……………臨時にあった収入

投資活動収支

- 投資活動支出……………公共施設等整備費支出、基金積立金支出、投資及び出資金支出、貸付金支出など
- 投資活動収入……………国県等補助金のうち投資活動支出の財源に充当した収入、基金取崩収入、貸付金元金回収収入、資産売却収入など

財務活動収支

- 財務活動支出……………地方債償還支出など
- 財務活動収入……………地方債発行収入など

Ⅲ 東京都新島村の財務書類分析(指標)

1 指標一覧

指標		算式	平成28年度
資産形成度	住民一人当たり資産額(千円)	資産合計÷人口	4,339.2 千円
	歳入額対資産比率(年)	資産合計÷歳入総額	3.1 年
	資産老朽化比率(%)	減価償却累計額÷償却資産取得価額	58.1 %
世代間公平性	純資産比率(%)	純資産額÷資産合計	74.4 %
	社会資本等形成の世代間負担比率 (将来世代負担比率)(%)	地方債残高÷有形固定資産	29.6 %
持続可能性	住民一人当たり負債額(千円)	負債合計÷人口	1,112.1 千円
	基礎的財政収支 (プライマリーバランス)(千円)	業務活動収支(支払利息除く) +投資活動収支	235,135.0 千円
効率性	住民一人当たり行政コスト(千円)	純行政コスト÷人口	1,106.5 千円
弾力性	行政コスト対税収等比率(%)	純行政コスト÷財源	90.5 %
自律性	受益者負担の割合(%)	経常収益÷経常費用	7.2 %

指標についての総評

資産形成度に関して、資産老朽化比率は58.1%となっており、保有する資産の耐用年数がおおよそ6割を経過しています。「統一的な基準」により償却資産の取得価額と減価償却累計額の双方を財務書類上に表示して把握できるようになったことで、施設・設備の老朽化の度合いを数値として把握し、また同指標の経年変化を観察できるようになります。

世代間公平性に関して、純資産比率が74.4%となっており、将来世代への負担割合が比較的少ない状態といえます。また、行政コスト対税収等比率が100%を下回っており、これは使用料・手数料等収入を差し引いた純行政コストが税収等よりも低く抑えられており、新たな資産形成を行う行政運営上の余力を有していることを示しています。

2 指標の説明

項目	説明
住民一人当たり資産額	資産額を住民基本台帳人口で除して住民一人当たり資産額とすることにより、資産形成度について住民等にとってわかりやすい情報となります。また、他団体との比較が容易になります。多いほどいいと思われがちですが、資産の裏側には将来の維持・管理といったランニングコストが隠れています。場合によっては資産のスリム化が必要なケースもあります。
歳入額対資産比率	これまでに形成されたストックとしての資産が、歳入の何年分に相当するかを示し、歳入と資産形成のバランスを表します。大きいほど積極的な資産形成が行われてきたこととなります。
資産老朽化比率	有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができます。全資産に対しての数値であるため、個々の資産に細分化して老朽化の状況を確認する必要があります。この比率が高いほど、早期に資産の更新等が必要になることが予想されます。
純資産比率	純資産の変動は、将来世代と現世代との間で負担の割合が変動したことを意味します。例えば、純資産の減少は、現世代が将来世代にとっても利用可能であった資源を消費して便益を享受する一方で、将来世代に負担が先送りされたことを意味します。逆に、純資産の増加は、現世代が自らの負担によって将来世代も利用可能な資源を蓄積したことを意味すると捉えることもできます。
社会資本等形成の世代間負担比率(将来世代負担比率)	社会資本等について将来の償還等が必要な負債による形成割合(公共資産等形成充当負債の割合)を算出することにより、社会資本等形成に係る将来世代の負担の比重を把握することができます。
住民一人当たり負債額	負債額を住民基本台帳人口で除して住民一人当たり負債額とすることにより、持続可能性について住民にとってわかりやすい情報となります。また、他団体との比較が容易になります。
基礎的財政収支(プライマリーバランス)	資金収支計算書上の業務活動収支(支払利息支出を除く。)及び投資活動収支の合算額を算出することにより、地方債等の元利償還額を除いた歳出と、地方債等発行収入を除いた歳入のバランスを示す指標となり、当該バランスが均衡している場合には、経済成長率が長期金利を下回らない限り経済規模に対する地方債等の比率は増加せず、持続可能な財政運営であるといえます。
住民一人当たり行政コスト	行政コスト計算書で算出される行政コストを住民基本台帳人口で除して住民一人当たり行政コストとすることにより、地方公共団体の行政活動の効率性を測定することができます。また、当該指標を類似団体と比較することで、当該団体の効率性の度合いを評価することができます。なお、住民一人あたり行政コストについては、地方公共団体の人口や面積、行政機能等により自ずから異なるべきものであるため、一概に他団体と比較するのではなく、類似団体と比較すべきことに留意する必要があります。
行政コスト対税率等比率	税率等の一般財源等に対する行政コストの比率を算出することによって、当該年度の税率等のうち、どれだけ資産形成を伴わない行政コストに費消されたのかを把握することができます。この比率が100%に近づくほど資産形成の余裕度が低いと言えます。さらに100%を上回ると、過去から蓄積した資産が取り崩されたことを表します。
受益者負担の割合	行政コスト計算書の経常収益は、使用料・手数料など行政サービスに係る受益者負担の金額ですので、これを経常費用と比較することにより、行政サービスの提供に対する受益者負担の割合を経年比較したり、類似団体と比較したりすることにより当該団体の受益者負担の特徴を把握することができます。

3 指標の基礎数値

項目(単位)	数値	備考
人口(人)	2,753	総務省より公表されている平成29年1月1日時点の住民基本台帳人口を使用
資産(千円)	11,945,798	
歳入総額(千円)	3,905,169	
有形固定資産(千円)	8,635,423	
減価償却累計額(千円)	9,836,272	
償却資産取得価額(千円)	16,933,314	
純資産額(千円)	8,884,337	
地方債残高(千円)	2,553,192	
退職給付引当金(千円)	469,484	
負債額(千円)	3,061,461	
業務活動収支(千円)	677,917	
投資活動収支(千円)	△ 463,253	
支払利息支出(千円)	20,471	
純行政コスト(千円)	3,046,118	
財源(千円)	3,364,339	
経常収益(千円)	235,989	
経常費用(千円)	3,284,267	